

令和2年6月18日

高松市太田上町915番地1
 株式会社ライフィックスホールディングス
 代表取締役 向井 信朝 様

高松市長 大西秀人



開発行為 許可 不許可 通知書

令和2年6月4日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁①～③、④-1～3、⑥-1、⑥-2、⑦-1、⑦-2、⑧-1～3、⑨～⑪の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
- ・L型擁壁（道路擁壁）①、②及び道路街渠樹の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市多肥上町 字南原
 329番2、同番6、330番1、334番1、
 335番、336番3、340番
 及び地先農道・水路

(実測地積) 4,012.60m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注

- 1 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。
- 2 検査完了時までに用途廃止通知書を提出してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。
 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であつて、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁判の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることできません）。
 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁判の申請をすることができなくなります。

開発行為許可申請書

令和2年6月4日

(あて先) 高松市長

許可申請者

住 所

高松市太田上町915番地1

氏名又は名称
及び代表者名株式会社ライフィックスホールディングス
代表取締役 向井信朝

電話番号 087-802-8337

都市計画法 第29条第1項
の規定により、開発行為の許可を申請します。

第29条第2項

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|--|--------------------------------|
| 開 發 行 為 の 概 要 | 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 高松市多肥上町字南原329-2、329-6、330-1 334-1、335、336-3、340 <small>未記</small> 地先農道・水路 | |
| | 2 開 發 区 域 の 面 積 | 4012.60 | 平方メートル |
| | 3 予 定 建 築 物 の 用 途 | 一戸建ての住宅(11戸) | |
| | 4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名 | 高松市林町2138番地1 | リュウマンホールディング株式会社 代表取締役 柳萬聖隆 |
| | 5 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 令和2年6月20日 | |
| | 6 工 事 完 了 予 定 年 月 日 | 令和2年11月20日 | |
| | 7 自己の居住の用に供するもの、 その他のものとの別 | 自己用外 | |
| | 8 法第34条の該当号および該当 する理由 | | |
| | 9 そ の 他 必 要 な 事 項 | | |
| ※ 受付番号 | 令和2年6月4日 第R2-28号 | | |
| ※ 許可に付した条件 | 安全施設を完備して施工すること。 排水施設を完備すること。 | | |
| ※ 許可番号 | 令和2年6月18日 第R2-28号 | | |

- 注 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号および該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法とその他法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 8 この申請書に必要な添付図書および手数料は裏面のとおりです。

連絡先

氏名 横井清英事務所
TEL 087-848-0003

| 手数料金額 | 受付年月日 | レシートNo. |
|-------|-------|---------|
| | | |